

地域医療提供体制強化事業に係る留意事項

第1 趣旨

二次医療圏の医療提供体制の維持・強化が特に必要な分野について、医療機能の向上に資する医療機関の施設・設備整備を行う。

第2 補助内容

医療提供体制の維持・強化を図るため、次に掲げるものに該当する経費について、予算の範囲内において補助金を交付する。

1 小児医療

小児医療を担う施設が必要な医療機器を整備するために必要な備品購入費等を支援する。

ただし、民間病院は補助対象事業者から除く。

2 周産期医療

院内助産所または助産師外来を有する、もしくはこれらの新規開設を予定する医療機関に必要な工事請負費（増改築、改修等）及び備品購入費等を支援する。

ただし、浜通りの医療機関を除く。

第3 補助対象外経費

次に掲げるものに該当する経費は、補助対象としない。

1 小児医療

（1）一品あたり10万円未満（税込み）の医療機器等

2 周産期医療

（1）下記の施設及び構造物の取得に要する経費

ア 土地（敷地、通路、構内道路、石垣、屋外運動場、擁壁、法面、駐車場等）

イ 工作物（看板、囲障及び門等）

ウ 庭園、花壇、造園

エ 既存建物

（2）設計その他工事に伴う事務費

（3）土地の造成に要する費用

（4）既存建物の解体工事

（5）その他、施設または設備整備費として適当と認められない経費

（6）一品あたり10万円未満（税込み）の医療機器等

第4 交付申請書の提出

補助金の交付申請にあたっては、福島県地域医療介護総合確保基金補助金交付要綱（以下、「要綱」という。）第3条第2項第5号に定めるその他知事が必要と認める書類は、次のとおりとする。

なお、申請は申請する日の属する年度の末日までを終期として行うものとし、年度を越えて実施する場合には、翌年度4月1日以降の申請については、翌年度に改めて行うこと。

1 小児医療

(1) 地域医療提供体制強化事業計画書（別紙様式 1（小児医療））

(2) 補助対象経費の金額が分かる書類（見積書等）

※業者の選定に当たっては、入札や見積合わせを実施することとし、経費の妥当性の検討に努めること（2 者以上の見積書を添付し、採用した見積書の右上に「採用」と朱書きすること）。

(3) 整備する設備の能力、規格等が分かる書類（カタログ、仕様書等）

(4) その他参考となる書類

2 周産期医療

(1) 施設の整備を行う場合

ア 地域医療提供体制強化事業計画書（別紙様式 1（周産期医療））※

イ 地域医療提供体制強化事業計画書（施設）（別紙様式 2（周産期医療））

ウ 地域医療提供体制強化事業計画書（施設）（別紙様式 2－2（周産期医療））

エ 補助対象経費の金額が分かる書類（見積書、工事仕様書、工事設計書、工事内訳書等）

※業者の選定に当たっては、入札や見積合わせを実施することとし、経費の妥当性の検討に努めること（2 者以上の見積書を添付し、採用した見積書の右上に「採用」と朱書きすること）。

オ 施工場所が分かる書類（工事設計図、位置図等）

カ その他参考となる書類

(2) 設備の整備を行う場合

ア 地域医療提供体制強化事業計画書（別紙様式 1（周産期医療））※

イ 地域医療提供体制強化事業計画書（設備）（別紙様式 3（周産期医療））

ウ 補助対象経費の金額が分かる書類（見積書等）

※業者の選定に当たっては、入札や見積合わせを実施することとし、経費の妥当性の検討に努めること（2 者以上の見積書を添付し、採用した見積書の右上に「採用」と朱書きすること）。

エ 整備する設備の能力、規格等が分かる書類（カタログ、仕様書等）

オ その他参考となる書類

※施設、設備ともに申請する場合、同様式にまとめて記載すること。

第 5 実績報告

実績報告にあたって、要綱第 10 号第 5 号に定めるその他知事が必要と認める書類は、次のとおりとする。

1 小児医療

(1) 地域医療提供体制強化事業実績報告書（別紙様式 2（小児医療））

(2) 補助対象経費の金額が分かる書類（請求書、納品書、領収書等）

(3) 整備した設備の写真又は成果品の写し等

(4) その他参考となる書類

2 周産期医療

(1) 施設の整備を行う場合

- ア 地域医療提供体制強化事業実績報告書（別紙様式 4（周産期医療））※
- イ 地域医療提供体制強化事業実績報告書（施設）（別紙様式 5（周産期医療））
- ウ 地域医療提供体制強化事業実績報告書（施設）（別紙様式 5－2（周産期医療））
- エ 補助対象経費の金額が分かる資料（請求書、領収書等）
- オ 補助事業完了後の施設の全景及び補助対象事業の概要を示す写真
- カ 補助事業完了後の施設の構造概要及び平面図
- キ 補助対象区域の工事設計図及び工事仕訳書
- ク 建築基準法第 7 条第 5 項の規定による検査調書の写し（検査を要しない工事については除く）
- ケ その他参考となる書類

(2) 設備の整備を行う場合

- ア 地域医療提供体制強化事業実績報告書（別紙様式 1（周産期医療））※
- イ 地域医療提供体制強化事業実績報告書（設備）（別紙様式 6）
- ウ 補助対象経費の金額が分かる書類（請求書、納品書、領収書等）
- エ 整備した設備の写真
- オ その他参考となる書類

※ 施設、設備ともに申請した場合、同様式にまとめて記載すること。